

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月8日

【会社名】 山洋電気株式会社

【英訳名】 SANYO DENKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 茂生

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都豊島区南大塚三丁目33番1号

(注)平成25年8月19日から本店が上記のように移転しています。

旧住所 東京都豊島区北大塚一丁目15番1号

【縦覧に供する場所】 山洋電気株式会社 大阪支店
(大阪市中央区城見一丁目4番70号)

山洋電気株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区栄二丁目9番26号)

山洋電気株式会社 上田事業所
(長野県上田市殿城5番地4)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長山本茂生は、当社の第112期第2四半期(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。